

意見検討結果一覧表
 （案名：第3期岩手県国民健康保険運営方針（素案）についての意見募集）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>保険税水準の統一は「第4期運営方針期間中に実施することを目指す」としていますが、すでに統一を進めている県では、保険料の大幅な引き上げや市町村独自の減免制度が廃止されるなどの問題が起きています。</p> <p>こうした状況をふまえ、保険税の算定は市町村ごとの設定を基本とし、統一の方向性ではなく、協会けんぽ並みの「払える保険税」にするための議論を尽くしてください。</p> <p>保険税水準の統一は、市町村自治・住民自治・保険者自治を壊しかねません。</p> <p>なぜなら法定受託事務以外の事務は自治事務であり、市町村が権限を持ちます。</p> <p>保険税の決定、保健事業、医療機関窓口負担や保険税減免、出産葬祭にかかわる給付、一般会計繰入金は自治事務であり市町村議会を通じて住民・被保険者の意見が反映される仕組みになっています。</p> <p>しかし「保険税水準の統一」は、それら全ての事務は統一基準に沿った対応となり、その水準決定も、県議会も含め市町村議会、住民・被保険者の関与はなく、連携会議と都道府県の裁量となります。</p> <p>公的医療保険制度における民主的な運営を否定することにつながります。</p>	<p>医療の高度化や被保険者の高齢化の進展により、一人当たりの医療費は年々増加傾向にあり、被保険者の方に応分の負担をお願いせざるを得ないことから、全国的に保険税は上昇傾向にあるものと認識しています。</p> <p>一方で、国民健康保険制度については、年齢構成が高く医療費水準が高い等の構造的課題を抱えていると認識しており、将来にわたり持続可能な制度とするため、全国知事会として、国の責任で、被保険者の保険税負担の軽減を含めた国保財政の基盤強化のための財政支援を行うよう要望してまいります。</p>	D

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
2	<p>市町村の自治権を尊重し、法定外繰入れ解消のための赤字削減・解消年次計画はやめ、法定外繰入を継続、充実するべきものと考えます。</p> <p>低所得者向け減免、子どもの均等割減免などは「決算補填等目的以外の法定外繰入れ」とし、「削減・解消すべき赤字」とみなさないでください。</p>	<p>国民健康保険は、相互扶助の精神に基づき、保険税及び法律で定める公費で運営するのが原則です。</p> <p>法定外繰入れは、国保被保険者以外の住民に負担を求めることとなり、受益と負担の公平性及び国保財政健全化の観点から、行うべきでないと考えます。</p> <p>なお、赤字として削減・解消すべき法定外繰入れは、国から定義が示されています。</p> <p>低所得者向け減免及び子どもの均等割減免を目的とした法定外繰入れは、保険税の負担緩和に該当するもので、国定義により削減・解消すべき赤字に該当します。</p>	D
3	<p>資格証明書の発行は滞納者への制裁措置です。</p> <p>償還払いという医療アクセスを保障しない政策手法は非科学的です。</p> <p>「貧困と疾病の悪循環」を断ち切ることが医療保障に託されており、資格証明書の発行は中止してください。</p>	<p>資格証明書の発行については、被保険者間の負担の公平を図る観点から国民健康保険法に基づき発行されるものですが、被保険者それぞれの事情に合わせたきめ細やかな相談対応を行うよう、引き続き市町村に助言してまいります。</p>	D
4	<p>国民の受療権を守るために、健康保険証の廃止を中止するよう国に働きかけてください。</p> <p>被保険者に保険証を届けることは、国や保険者の責任です。</p> <p>トラブル続出のマイナ保険証の強要は、被保険者・保険者・医療機関にとって混乱を招くものでしかなく、国民皆保険制度の破壊につながります。</p>	<p>本運営方針は、国策定要領に沿って、県と市町村が一体となり、保険者としての事務を共通認識の下で実施するとともに、国民健康保険の安定的な財政運営及び国民健康保険事業の広域的・効率的な運営の推進を図るため、県及び市町村の統一的な指針として定めるものであり、マイナ保険証のあり方は運営方針で定めるものではありませんが、御意見は参考とさせていただきます。</p>	D

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するもの。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）